公文書提供制度の導入について

~公文書開示制度を簡略化した仕組みを作りました~

群馬県では、平成24年5月から、一部の公文書について、公文書開示制度の手続きを簡略化し、よりスピーディに写しの交付を行う公文書提供制度を導入しました。

公文書開示制度における「決定通知の作成」を省くことで、写しの交付までに要する時間の短縮を図ります。

また、対象は限られますが、写しの交付の手法として、メールやファクシミリを活用できるようにしました。

なお、制度の根拠となる要綱など、詳細は県ホームページに掲載いたします。

1. 公文書提供制度の対象公文書

本制度は、非開示情報が含まれていないことが明らかな公文書を対象としています。 裏面に主な対象公文書を記載しているほか、写しの交付を御希望される公文書が本制 度の対象になるかは、各担当窓口にお問い合わせください。

2. 制度の利用方法

制度で定める「公文書の写しの交付申出書」に必要事項を記入の上、各担当窓口に 提出してください。申出書の様式は、県ホームページからダウンロードできますので、 郵送やFAX等で提出していただいても構いませんが、事前に担当窓口に電話で御連 絡いただきますと、手続きがスムースです。

また、県庁2階の県民生活課情報公開係に申出書を提出いただければ、各担当窓口に伝達します。

3. 写しの交付にかかる期間

申出書を提出いただいたのち、担当窓口で写しの準備をし、必要経費の受領を確認 しだい、写しを交付します。事前に御連絡いただいた上で、窓口にお越しいただけれ ば、即日、写しを交付することもできます。

4. 写しの交付に要する費用

区 分(主なもの)	費用の額						
白黒コピー	10円/枚	送付による交付を希望される場合は、送 付に要する費用をあわせてご負担いただ					
カラーコピー	50円/枚	Nに安りる負用をめわせてこ負担いたた きます。また、CD-Rをご希望の場合、電 子データの保有状況により費用が変わる					
C D-R	200円/枚	ことがあります。					
メール、ファクシミリ	無償(特定の公文書のみ)						

【参考】主な対象公文書

NO	文書名	部局名	所属名	メール交付
1	医療法人決算書類	健康福祉部	医務課	1
2	診療所、歯科診療所の一覧	健康福祉部	医務課、各保健福祉事務所	0
3	食品営業許可施設一覧	健康福祉部	各保健福祉事務所	0
4	理・美容所構造設備確認証	健康福祉部	各保健福祉事務所	0
	交付施設一覧			
5	クリーニング所構造設備確	健康福祉部	各保健福祉事務所	0
	認証交付施設一覧			
6	県知事許可 宅地建物取引	県土整備部	監理課	0
	業者名簿			
7	県知事許可 建設業許可業	県土整備部	建設企画課	0
	者一覧			
8	県知事許可 建設業許可申	県土整備部	建設企画課	_
	請書一式			
9	県管理道区域決定・変更、	県土整備部	道路管理課、各土木事務所	0
	供用開始等にかかる縦覧図			
	面(位置図、平面図等)			
10	道路台帳	県土整備部	道路管理課、各土木事務所	

※県ホームページに、上記公文書の簡単な内容や、この他の対象公文書について、リストが掲載されています。

★お問い合わせ先★

群馬県生活文化スポーツ部 県民生活課 情報公開係(県庁2階)

電 話 027-226-2271(直通)

FAX 027-223-2944

電子メール kenminsei@pref.gunma.lg.jp(県民生活課専用アドレス)

teikyou@pref.gunma.lg.jp(申出書受付専用アドレス)

ホームページ http://www.pref.gunma.jp/07/c0100090.html

情報提供の事務の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、群馬県情報公開条例(平成12年群馬県条例第83号。 以下「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき、情報の提供に関する 施策の充実を図り、県民等の利便の向上及び行政運営の効率化に資するため、 条例に定める開示請求の手続によることなく、公文書を閲覧させ、又は写し (電磁的記録の複写物を含む。以下同じ。)の交付を行うための事務の取扱 いに関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「情報提供」とは、条例第2条第4項に規定する公文書について、県民等の求めがあったとき、条例に定める開示請求の手続によることなく、公文書を閲覧させ、又は著作権法(昭和45年法律第48号)の規定に抵触しない限りにおいて、写しの交付を行うことをいう。

(情報提供の実施)

- 第3条 公文書を管理する各担当所属の長(以下「所属長」という。)は、県民等から閲覧又は写しの交付を求められた公文書のうち、次に掲げる公文書その他の条例 第14条各号に掲げる非開示情報が含まれていないことが明らかな公文書について は、情報提供をすることができる。
 - (1) 過去に開示請求があり全部を公開した公文書
 - (2) 既に公表されている情報のみが記載されている公文書
- 2 公文書の閲覧又は写しの交付は、条例に定める開示請求の例によるほか、 別紙に定める公文書の写しの交付においては、メール又はファクシミリを利 用することができる。

(自己提出文書の情報提供)

- 第4条 前条第1項に規定する公文書に該当しない公文書であっても、所属長は、県に提出された文書等について、その提出者から閲覧又は写しの交付を求められた場合で、当該文書等の情報提供をすることに特段の支障がないと認めるときは、当該文書等の情報提供をすることができる。
- 2 前項の規定により情報提供をする場合は、情報提供を求める者が、提出者自身であること又は提出者が未成年者若しくは成年被後見人である場合の法定代理人であること若しくは提出者が法人である場合の法人の代表者の代理人であることを、窓口で次に掲げる書類の提示を受けることにより、確認するものとする。ただし、県に文書を提出するのと併せて、当該文書に収受印を押したものの写しを希望する場合など、情報提供を求める者が提出者であることが明らかであるときは、書類による本人確認を省略することができる。
 - (1) 提出者が個人である場合(提出者が個人事業主又は任意団体の代表の場合を含む。) 群馬県個人情報保護条例施行規則(平成12年群馬県規則

第140号) 第6条第1号又は第3号に定める書類

(2) 提出者が法人である場合 情報提供を求める日前6か月以内に作成された印鑑登録証明書、法人の代表者から情報提供を求める者に対する委任状で登録印が押印されたもの(情報提供を求める者が法人の代表者である場合を除く。)及び情報提供を求める者に関する群馬県個人情報保護条例施行規則第6条第1号に定める書類

(費用徴収)

- 第5条 前2条の規定により公文書の写しの交付を行う場合、当該写しの交付 に要する費用は、写しの交付を求める者(以下「申出者」という。)の負担 とする。ただし、次に掲げる公文書の写しを交付する場合は、この限りでな い。
 - (1) 県の事務事業の広報や普及啓発を目的に作成されたもので、県が無償提供することを前提に作成した公文書
 - (2) 県の事務事業の遂行上情報提供をする必要がある等の理由により、所属長が費用を徴収しないことが適当であると認める公文書
- 2 写しの交付に要する費用の徴収については、条例に定める開示請求の手続の 例による。

(写しの交付)

- 第6条 申出者は、公文書の写しの交付を求める場合には、公文書の写しの交付申出書(様式)(以下「申出書」という。)を提出するものとする。ただし、第3条の規定により写しの交付を行う場合で、申出者が、写しの交付に必要な情報を記載した任意の書面を提出した場合や、申出者が公文書を管理する担当所属に来庁している場合など、担当所属において写しの交付に必要な情報を明確に把握することができるときは、申出書の提出を省略することができる。
- 2 写しの交付の部数は、一の申出につき1部とする。

(他の制度との調整)

第7条 情報提供の事務の取扱いに関して法令、条例、規則、要綱(この要綱を除く。)等に特別の定めがある場合は、当該情報提供の事務の取扱いは、 その定めによるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成24年5月1日から実施する。
- 2 この要綱は、実施後一年を経過するごとに、この要綱に基づく情報提供の 実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うもの とする。

附則

1 この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

メール又はファクシミリによる写しの交付を行う公文書について

第3条第2項の規定により、メール又はファクシミリによる写しの交付を行うことができる公文書は、次のとおりとする。

ただし、以下に記載する条件を満たさない公文書について、担当所属がメール又はファクシミリにより交付することを禁ずる趣旨ではない。

(1) メール

文 書 名	担当所属
診療所、歯科診療所、助産所、歯科技工所、 柔道整復及びあはき施術所の一覧	医務課、各保健福祉事務所 (各管内の情報)
薬局機能情報(基本情報)データ	薬務課
薬局開設許可業者一覧	薬務課、各保健福祉事務所 (各管内の情報)
医薬品等(医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器)製造販売業許可業者一覧〔薬 局製造販売医薬品の製造販売業以外〕	薬務課
医薬品等(医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器)製造業許可業者一覧〔薬局製造販売医薬品の製造販売業以外〕	薬務課
医薬品販売業許可業者一覧 (店舗販売業、卸売販売業)	薬務課、各保健福祉事務所 (各管内の情報)
医薬品販売業許可業者一覧 (配置販売業、既存配置販売業)	薬務課
高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可業 者一覧	薬務課、各保健福祉事務所 (各管内の情報)
医療機器修理業許可業者一覧	薬務課

群馬県毒物劇物取扱者試験問題及び正答	薬務課
食品営業許可施設、旅館業許可施設、公衆 浴場業許可施設、興行場営業許可施設、理 ・美容所構造設備確認証交付施設及びクリ ーニング所構造設備確認証交付施設の一覧	各保健福祉事務所 (各管内の情報)
施設別工場・事業場リスト (ばい煙発生施 設)、ばい煙発生施設リスト	環境保全課
県知事許可 宅地建物取引業者名簿	監理課
建設業許可業者一覧	建設企画課
県管理道区域決定・変更、供用開始等にか かる縦覧図面(位置図、平面図等)	道路管理課、各土木事務所 (各管内の情報)
都市計画図書(計画書、総括図、計画図)	都市計画課
政務調査費収支報告書及び証拠書類の写し (群馬県政務調査費の交付に関する条例第12 条による閲覧文書)	議会事務局総務課
資産等報告書、資産等補充報告書、所得等 報告書、関連会社等報告書	議会事務局総務課
政党助成金政党支部使途等報告書	選挙管理委員会
政治資金収支報告書等(政治資金規正法に 基づく請求対象を除く)	選挙管理委員会
政治団体一覧表	選挙管理委員会

(2) ファクシミリ

第3条第1項に該当する公文書のうち、次の条件を全て満たす公文書

- ア 公文書が製本されていないこと。
- イ 公文書がファックス可能な大きさであること。
- ウ 公文書の印字がファクシミリ送信しても判読できること。
- エ 写しの交付を求める公文書が8枚以下であること。

公文書の写しの交付申出書

年 月 日

群馬県知事 あて

氏 名

電話番号

郵便番号

住 所

(郵便番号・住所は、送付希望の場合のみ記入願います。)

情報提供の事務の取扱いに関する要綱第6条の規定に基づき、情報提供として公文書の写しの交付を受けたいので、次のとおり申し出ます。

①公文書の名称		
②写しの 交付方法 (いずれかにレ印)	□ 窓口での交付 □ 送付による交付 (※ファクシミリ・電子メールを含む。)	
③交付物 (いずれかにレ印)	□ 紙 □ CD−R □ その他()
希望の交付方法に	リでの写しの交付が可能な公文書もあります。御希望の場合 レ印を記入の上、送信先を記載してください。電子メール又はこ できない場合は、③でレ印を付した方法により写しの交付を レアドレス:	ファクシミリ
ファクシミリ 〔ファク	からり番号:)

以下の欄には記入しないでください。

担当者名			費用	写し	円	• 送付代	円
交付内容							
自己提出文書に係る本		□運転免許証 □旅券	: □そ(の他()
人確認書類	法人	□印鑑証明書 / □委任料	 	■転免許証 □カ	旅券 匚]その他()

資料8

「公文書提供制度」の施行実績(平成24年度)

1. 公文書提供の申出件数及び写しの交付を行った公文書数

●保健福祉事務所

	渋川	伊勢崎	安中	藤岡	富岡	吾妻	利根沼田	東部	桐生	館林	小計
申出件数	111	129	100	98	74	108	55	104	141	84	1,004
公文書数	89	136	80	84	134	73	53	104	123	172	1,048

●土木事務所

	前橋	渋川	伊勢崎	高崎	安中	藤岡	中之条	桐生	小計
申出件数	122	33	56	39	21	3	1	9	284
公文書数	159	33	154	50	21	3	1	9	430

●その他の課室及び地域機関

	医務課	薬務課	監理課	建設企画課	道路管理課	その他	小計
申出件数	23	24	13	47	18	42	167
公文書数	23	26	13	63	94	148	367

●合計

	合計
申出件数	1,455
公文書数	1,845

2. 情報提供の事務の取扱いに関する要綱4条(自己提出文書の情報提供)に基づく 申出件数及び公文書数

	薬務課	蚕糸園芸課	監理課	安中保福	富岡保福	藤岡土木	東部環境事務所	選挙管理委員会	合計
申出件数	1	1	6	1	1	3	8	1	22
公文書数	1	1	6	1	1	3	55	7	75